

平成25年第4回由利本荘市議会定例会（12月）会議録

平成25年12月12日（木曜日）

議事日程第3号

平成25年12月12日（木曜日）午前9時30分開会

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者 3番 伊藤岩夫議員
9番 三浦晃議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 提出議案・陳情の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員（26人）

1番 鈴木和夫	2番 三浦秀雄	3番 伊藤岩夫
4番 今野英元	5番 佐々木隆一	6番 湊貴信
7番 佐藤徹	8番 吉田朋子	9番 三浦晃
10番 高野吉孝	11番 渡部専一	12番 大関嘉一
13番 高橋和子	14番 伊藤順男	15番 渡部聖一
16番 高橋信雄	17番 井島市太郎	18番 佐藤勇
19番 渡部功	20番 佐藤讓司	21番 佐々木慶治
22番 長沼久利	23番 佐藤賢一	24番 梶原良平
25番 土田与七郎	26番 村上亨	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部 誠	副市長	藤原 由美子
副市長	石川 裕	教育長	佐々田 亨三
企業管理者	藤原 秀一	総務部長	阿部 太津夫
企画調整部長	伊藤 篤	市民福祉部長	大庭 司
農林水産部長	三浦 徳久	商工観光部長	渡部 進
建設部長	木内 正勝	矢島総合支所長	佐藤 晃一
岩城総合支所長	渡部 昭	大内総合支所長	伊藤 久喜
西目総合支所長	佐々木 政徳	教育次長	佐藤 一喜
消防長	佐々木 輝一	総務部危機管理監	遠藤 正彦
企画調整部 国民文化祭実行 委員会事務局長	大場 ひろみ		

議会事務局職員出席者

局	長	三浦清久	次	長	高橋知哉
書	記	佐々木紀孝	書	記	小松和美
書	記	佐々木健児	書	記	今野信幸

午前 9時29分 開 議

○議長（鈴木和夫君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

16番高橋信雄君より遅刻の申し出があります。

出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は日程第3号をもって進めます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

3番伊藤岩夫君の発言を許します。3番伊藤岩夫君。

【3番（伊藤岩夫君）登壇】

○3番（伊藤岩夫君） おはようございます。公明党の伊藤岩夫でございます。

議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に一言申し述べさせていただきます。

11月21日に市道猿倉花立線の災害復旧工事現場で発生しました土砂崩落事故により亡くなりました5名の方々、そして市道二夕子線橋梁上部工新設工事における旧橋解体工事の事故により亡くなられた方に対しまして、衷心より哀悼の意をささげ、お悔みを申し上げます。

今回の土砂崩落事故については、今後、土砂崩落技術調査委員会などで原因究明が図られるものと思いますが、このような事故は自然要因と人為的な要因が重なり合って発生したものと考えられ、その影響は人命を失うという最悪な結果をこうむるものとなってしまいました。人間がかかわっている以上、絶対に防げるものと信じます。今後、二度とあってはならないことであります。

工事現場での「安全第一・絶対無事故」の思想を肝に銘じて、より一層安全対策への取り組みを念願するものであります。

さて、私ごと、去る10月20日の市議会改選では無投票での負託ということになりましたが、選挙の有無にかかわらず、市民の代弁者としてその負託に誠実にお応えすることをお誓いし、今後とも全力で働いてまいりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

それでは、通告に従い大綱5点について質問に入らせていただきますが、登壇5人目であり、さきの一般質問と重複する内容もありますが、答弁のほどよろしく願い申し上げます。

初めに大項目1、防災対策について。（1）災害対策基本法等の一部改正に伴う防災対策の対応について、①災害時要援護者の避難対策についてお伺いいたします。

昨今の異常気象による自然災害は、今までにない気象規模と被害の甚大さ、そして想定を超えた場所や、かつて経験のなかった様相を呈しての発生が頻発しております。

11月にフィリピンを襲った台風30号は強力な勢力で、暴風雨と高潮等により5,000名以上の犠牲者が出ました。日本においても、10月の台風26号での24時間降雨量824ミリという異常豪雨により、東京都大島町で土石流が発生、35名の方が犠牲となり、今なお4名の方が行方不明となっております。

本市に近い大きな災害としては、7月の山形県天童市の豪雨災害、8月の仙北市の豪雨による土石流災害と県北の豪雨災害等、避難を伴う災害が毎年のように発生している現状であります。

改めて、災害により亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げ、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

私は、防災関係の質問について今回で9回目となりますが、それは毎年のように発生する災害事象に対し、油断を排し、人の命を守るための危機管理の意識と準備を絶えず持ち続けなければならないとの思いからであります。

社会情勢の進展に伴い、災害の形態も変化してくると言われています。したがって、防災対策についても絶え間なく進化させなければなりません。そうした観点から御質問させていただきます。

さきの第183回通常国会で成立した災害対策基本法等の一部改正に伴い、災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障害者など、災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づけられたことで、これまで曖昧だった個人情報取り扱いが明確化されました。

従来の制度でも、災害発生時における高齢者などの避難支援の指針となる災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、名簿作成を市町村に求めていましたが、義務づけられてはいませんでした。

名簿は本人の同意を得た上で消防や民生委員など関係機関にあらかじめ情報提供されますが、災害が発生した場合は、同意がなくても必要な個人情報を提供できるとしております。ただし、個人情報を厳格に保護するため、情報を知り得た人に対しては秘密保持の義務もあわせて求めております。

こうした避難支援の取り組みは自治体側の入念な準備にかかっており、発災時に地域で高齢者や障害者を支える態勢の整備が求められております。

また、避難所における災害時要援護者に対する生活環境の整備や安全性を満たした施設を確保する一方、食料や医薬品などを用意し、医療サービスの提供にも努めなければならないとしております。

本年8月には、内閣府防災担当から避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が示されておりますが、今後の要援護者支援対策の見直しの視点から、本市の避難の実効性を高めるための取り組みと、大規模災害における要援護者の避難行動と避難生活における支援について、当局の考えをお伺いいたします。

次に、②住民等の避難の確保についてお伺いします。

災害対策基本法等の一部改正では、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設、または場所を緊急時の避難場所としてあらかじめ指定する仕組みが創設されました。

これは過去の津波や水害等の際、住民が災害想定区域内にある避難所に避難した結果、かえって危険が生じた事例があったことを踏まえ、災害の範囲、規模等に関する一定の想定が可能である土砂災害、洪水、津波等の自然災害について、安全面の観点から、それぞれの災害ごとに災害の危険から緊急に逃れるための避難場所を指定し、これを住民に周知することにより、より円滑かつ安全な避難を促進しようとする主旨からであります。

本市における当該緊急避難場所の指定状況についてお伺いいたします。

また、あわせて生活環境等を確保するための一定の基準を満たす指定避難場所の施設を指定する仕組みも創設されていますが、本市における当該指定避難場所としての指定状況をお伺いいたします。

次に、③被害の程度等に応じた適切な支援対策についてお伺いいたします。

被災者生活再建支援金の支給を初めとする支援措置の申請に活用される罹災証明書について、東日本大震災では交付までに数カ月を要した市町村もあったことを踏まえ、災害発生後、罹災証明書が遅滞なく被災者に交付されるよう法律に明確に根拠が設けられ、住家の被害調査等に必要な体制整備に関する市町村の責務が規定されました。

具体的には、被災された方々の申請に応じて、遅滞なく住家被害その他を調査する責務、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、被害の状況の調査について、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体または民間団体との連携確保、その他必要な措置を講ずるように努めなければならないとされております。本市における住家の被害調査等に必要な体制整備に関する取り組み状況をお伺いいたします。

また、私は平成23年9月定例会で罹災証明書の交付支援システムとして被災者支援システムの導入を御提案しました。

市では、平成20年から稼働している統合型GISが住民情報の随時更新やバックアップ体制の整備など、これらの課題を全てクリアしており、県立大学にも協力いただきながら、西宮市のシステムの各種機能を取り入れ、本市独自の災害情報管理システムを構築していくとの回答でしたが、被災時は、他の地方公共団体等との連携なども重要なファクターとなるため、独自のシステムより、全国の地方公共団体に無償で公開、提供され、汎用ウェブシステムとして進化、リニューアルしている被災者支援システムの導入の可能性はどうか、当局の考えをお伺いいたします。

次に、④災害時における事業活動の継続についてお伺いいたします。

災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることが責務となり、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結も促進することが明記されました。

災害時に必要な事業活動の継続については、事業継続計画、いわゆるBCPなどで、災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るために事前に必要な資源の準備や対応方針、手段を定める必要があると思います。

私は平成23年9月定例会の一般質問で、市に業務継続計画の策定を提案いたしました。

市では、国・県などの計画を調査、整理し、その動向に留意しつつ、行政サービスの停止や低下を生じさせないよう取り組んでまいりますとの回答でした。

今回の災害対策基本法等の一部改正により、本市における災害時に必要な事業活動継続への取り組みと業務継続計画策定の可能性についてお伺いするものであります。

また本市において、これまでさまざまな方面での災害協定を結んでおりますが、今後、ほかの自治体や民間業者等、各方面との新たな災害協定及び協定内容の充実等の可能性についてお伺いいたします。

次に、（２）地域や学校、家庭における防災力の向上についてお伺いいたします。

東日本大震災をきっかけに、各自治体では地震または津波の被害を想定した対策を進めていますが、地震、津波以外にも台風や豪雨による水害など自然災害に見舞われることも少なくなく、地域の状況に応じた災害対策が必要であると考えます。

国では、災害時を想定し、地域の安全の向上に資することを目的とした地域防災力向上支援事業を創設しております。

この事業の目的は、地震や豪雨時等の道路の寸断、通信の途絶により孤立集落が発生した際、救命、救助活動を円滑に実施するため、孤立の可能性がある集落に衛星携帯電話等を配備し、地域の安全の向上に資することとしております。

本市における本事業の実施対象集落の把握と事業活用の可能性についてお伺いいたします。

また、市では保存版として、「わが家の防災マニュアル」を本年４月に全戸配布しております。イラスト等を多用し、誰が見てもとてもわかりやすく作成されており、編集、制作に当たられた方々に感謝申し上げるものでございます。

しかし、せっかくなつくこの「わが家の防災マニュアル」も、保存版ということで棚の奥に大事にしまい込んで置かれる家庭もあるやに思われます。

そこで、その活用について、市としては市民の日常的な防災意識の向上を図るため、積極的な周知を図ることが重要と考えます。例えば、本マニュアルを教本とした防災講習会の開催、小中学校での防災教育への活用などが考えられます。

また、特に災害マップに明示されている災害箇所に関係する住民へは、具体の災害範囲、災害形態等の周知が必要であり、表示対象区域住民への計画的な説明会の開催などを行うべきと考えますが、当局の認識をお伺いいたします。

次に大項目２、雪対策についてお伺いいたします。

これから降雪の期間に入ります。気象庁の３カ月予報によりますと、ことしの冬は例年より寒い日がやや多く、雪の量もやや多めと予測されております。最近の異常気象による大雪は、市の財政はもとより、市民への負担が大きくなってきています。特に山間部の豪雪地域については、一日当たりの降雪量が多く、身体的にも過重な負担を強いられております。

そうした中、市民から毎年多く寄せられている声が、集落内の除雪に対する要望です。高齢化が進み、除雪や排雪がままならなくなっている現状を考えますと、今までどおりの除雪対策では市民の要望に応えきれない状況が出てくるのは必須であります。

そこで、本市においては、大型除雪車が入り切れない町内会等の狭窄道路の除雪対策をどのように行っているか、施策と課題をお伺いいたします。

また豪雪地域における流雪溝による排雪手法は、水源確保が可能な地域では、住民の負担軽減や排雪費用の軽減から有効な手段と考えられますが、市の整備計画をお伺い

たします。

また山間部では、雪による災害発生要因として雪崩があります。「わが家の防災マニュアル」には雪崩危険区域等のマップ表示がありませんが、整備の方針はあるのかお伺いいたします。

次に大項目3、空き家対策について。(1)本市における空き家の実態についてお伺いいたします。

この質問については、昨日の村上亨議員と重複しますが、再度答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

少子高齢化と核家族化が進む中、独居高齢者がふえており、その方が亡くなったあとにその人の持ち家に住む人がいないなどの理由で空き家がふえ続けています。

住宅・土地統計調査は5年ごとに実施されておりますが、平成20年の住宅・土地統計調査結果秋田県分によりますと、秋田県の総住宅数は43万7,700戸、総世帯数は38万3,500世帯で、一世帯当たりの住宅数は1.14戸となっております。

また総住宅数のうち空き家は5万5,400戸で、総住宅数に占める空き家の比率は12.7%となっております。この数字は住宅の8軒に1軒の割合で空き家が存在することをあらわしております。

空き家が増加すると、景観の悪化、火災発生の誘発、防災や防犯機能の低下等が危惧されます。このような空き家問題に対しては、各地域の状況に応じた対策が必要となりますが、本市では、住みよい環境づくり条例の中で、空き家に関する適正な管理を行うとされております。

空き家については、個人住宅、賃貸用住宅、商用住宅、別荘等の形態や、都市部や中山間部といった地域等により、その対策、検討が図られると思っておりますが、現状における本市の空き家の実態についてお伺いいたします。

また、本市における主な空き家の発生要因は何なのかお伺いをいたします。

次に(2)空き家の実態調査に取り組む課題と対応についてお伺いいたします。

空き家の管理については、急速な少子高齢化が進む中、迅速に空き家の現状を把握、調査し、的確にその対策を図る必要があります。

空き家の実態調査については、国交省から、地方公共団体における空き家調査の手引きなどが示されておりますが、課題として、人員や予算不足、体制が未整備などで実態調査ができない、スキルを持った調査員が実施しなければ、判別に当たっての誤差が生じる、個人情報保護の観点から必要情報の入手が困難であるなどが挙げられております。

また取り組む体制上の課題として、個人資産である家屋に対し、行政が関与することについての理解を得ることが困難である、複数の部局にまたがっているため対応が困難である、人員や財源確保等、部内の体制が不十分であるなどが挙げられております。

本市における空き家の調査及び取り組み体制上の課題と対応についてお伺いいたします。

次に(3)空き家対策の考え方についてお伺いいたします。

この質問についても昨日の村上亨議員の質問と重複しますが、再度答弁のほどよろしくお願ひいたします。

空き家により発生する問題は個人の問題にとどまらず、管理されず放置されることに

より地域へ大きな影響を与え、今後のまちづくりに支障を来すこととなります。

そのため、空き家の問題は地域全体の問題として関与する必要があると考えます。

空き家対策の方向性としては、条例の制定に基づく指導、空き家バンク、改修、除却、活用などが考えられますが、本市における空き家対策についてはどのような考え方で取り組みをしていくのかお伺いします。

また、空き家の問題は全国的な広がりを見せていますが、本市では、昨年、空き家等の管理不良を防止するため、住みよい環境づくり条例の一部を改正し、その対応を行っていますが、複雑な問題を抱える空き家対策は、独自条例として顕在化し、市民への周知と対策の明確化を図っていくべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に大項目4、職員のスキルアップと行政サービスの向上についてお伺いいたします。

地方公務員法第30条には、「全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とあります。

専念とは一つのことに心を集中すること、そのことだけに熱心になることであります。

したがって、公務員は、ある意味では専門性を身につけることも要求される立場であり、公に対してそれをもって奉仕する役割を持つものと考えられます。

合併後10年を迎えようとしています。行政、制度の複雑化、社会の高度な技術、文明が進展することに伴い、公共に奉仕する立場の公務員は、これまで以上に専門性を求められます。

そこで、市職員のスキルアップのため、部局ごとの専門性を養うために、資格試験などの取得を図ってはどうか。

また専門性としての人材育成を図るためには、経験を得るために同種業務にある程度の期間勤める必要があります。経験不足は瑕疵を見抜けず、結果的に重大な損失を生じさせてしまうことが考えられるからであります。

さらに、職員が専門性を持つことにより、仕事への自信、モチベーションのアップにつながり、交渉力の向上、委託経費の削減、ひいては最終目的である市民サービス、行政サービスの向上へつながるものと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

最後に大項目5、地域いじめ防止基本方針の策定についてお伺いいたします。

国がいじめ対策を本格化させてから初となるいじめ防止対策推進法が本年9月に施行されました。

この法律は地方自治体に対して、文部科学省が今後、法に基づき定めるいじめ防止基本方針を参酌し、地域いじめ防止基本方針の策定に努めるように求めています。

また、地域いじめ防止基本方針の策定について、国及び学校は義務化されており、関係機関との連携を強化するために、市は学校や児童相談所、警察などの担当で構成する連絡協議会を置くことができるとされていますが、市の基本方針が地域の学校の基本方針につながることも、市としては、より現場の目線に立った基本方針の策定に努め、関係機関との連携強化を図る必要があります。

地域いじめ防止基本方針の策定について、教育長の認識をお伺いいたします。

以上、大綱5点について質問させていただきました。

当局の明快な答弁をお願い申し上げ、壇上での質問を終わります。

御静聴ありがとうございました。

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。伊藤岩夫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、防災対策についての（1）災害対策基本法等の一部改正に伴う防災対策の対応について、①災害時要援護者の避難対策についてにお答えいたします。

要援護者への避難生活支援につきましては、昨年8月1日に市内の社会福祉法人、医療法人、特定医療法人及び本荘由利広域市町村圏組合の、合わせて10の団体と災害時における福祉避難所の設置運営等に関する協定を締結し、災害発生時に備えております。

現時点で福祉避難所として設置運営の協力を要請できる施設は、特別養護老人ホームが8施設、介護老人保健施設が4施設、障害者支援施設が4施設となっております。

また改正後の災害対策基本法では、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難確保を図るために、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられており、現在市民福祉部で作成しております災害時要援護者名簿をもとに対応してまいります。

なお、本年8月に内閣府から示された避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、共助力の向上として、防災、福祉、保健、医療機関の連携を構築し、また地域住民相互の助け合いを促すために、防災訓練や研修会を通して防災意識の高揚を図ってまいります。

次に、②住民等の避難の確保についてにお答えいたします。

改正後の災害対策基本法では、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火災、内水氾濫、噴火に伴う火山現象、以上10の異常現象ごとに指定緊急避難場所を区別して地域防災計画で定めることが望ましいものとされております。

本市のグラウンドなどの指定避難場所につきましては、市内全域で168カ所であり、津波発生時の避難場所は、本荘、岩城、西目地域で32カ所ありますが、津波以外は避難場所を区別していないのが実情であります。

現在、本市の地域防災計画を平成26年度に改定すべく作業を進めておりますが、基礎調査として現在の指定避難場所を各災害ごとに整理することにしております。

また公民館などの指定避難場所につきましては、現在395カ所を指定しておりますが、学校などの大規模なものから集落の集会所などの小規模なものまであり、その環境には大きな差があるものと認識しております。

これにつきましても、さきに述べました地域防災計画の改定の基礎調査の中で、避難所の構造、収容人数、設備、環境等を記載した避難所カルテを作成し、地域の特性なども勘案しながら、指定避難所を決定した後、住民に周知してまいりたいと考えております。

次に、③被害の程度等に応じた適切な支援対策についてにお答えいたします。

東日本大震災の教訓から、災害により被災した住宅等の罹災証明書の発行につきましては、被災者生活再建支援金の支給等、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で重要なことと認識しております。

このことを踏まえ、去る11月25日付で、由利本荘市建築士事務所協会と災害時における応急対策業務の応援に関する協定を締結しております。

この協定では、応急対策業務の円滑かつ迅速な実施について応援を要請するものであり、主な業務は被災住宅等の応急危険度判定、被害認定調査、応急対策工法の検討であります。これにより災害発生後の速やかな罹災証明書発行に向けた環境づくりができたものと考えております。

また被災者支援システムであります。これは西宮市が阪神・淡路大震災による被災地の経験と教訓、情報化のノウハウを生かし構築したシステムであり、全国の地方自治体に無償で公開、提供されております。このシステムにつきましては、本市の住民記録を中心とする基幹系システムとの整合性を考慮するとともに、県が主催する市町村防災担当課長連絡会議などの機会に、他の市町村と有効性について意見交換を行い、本市にとって導入が必要なものか検討してまいりたいと存じます。

次に、④災害時における事業活動の継続についてにお答えいたします。

災害時に必要な事業活動の継続につきましては、優先的に取り組む業務やどの業務をいつから再開するのかなど、業務継続計画、BCPは重要なものであります。

本市の地域防災計画の見直しを平成26年度に予定しております。業務継続計画、BCPの策定につきましては、本市の地域防災計画の見直しとあわせて行ってまいります。

また災害時援助協定であります。これまで60の自治体並びに33の民間団体等と協定を締結しております。

今後は、自治体とは来年2月に丸亀市と、民間団体等としては、由利本荘市内の郵便局と協定を締結する運びとなっており、そのほか飲料水メーカーの2社から打診を受けているほか、燃料供給業者及びし尿処理業者などとも協定を締結したいと考えております。

次に、(2)地域や学校、家庭における防災力の向上についてにお答えいたします。

地域防災力向上支援事業に該当する本市の集落につきましては、本年5月現在の調査で、本荘及び矢島地域でそれぞれ1集落、岩城、大内、鳥海地域でそれぞれ6集落、合わせて20集落であります。

この事業では、これらの集落に災害時の通信手段として新たに衛星携帯電話を整備することが目的であります。ほとんどの集落では携帯電話の通信可能エリアに入っていることもあり、各集落からは衛星携帯電話の必要性が薄く、維持コストが高く、運用が困難との回答を受け、事業の活用を見送っているところであります。

なお、対象集落の中の携帯電話通信エリア外の1集落につきましては、1世帯1人の集落で、現在施設に入居し不在とのことであります。今後も生活状況を確認しながら見守ってまいりたいと存じます。

次に、本年4月に全戸配布した「わが家の防災マニュアル」の活用を市として積極的に周知すべきとのことであります。先日開催されました婦人団体の研修会では、このマニュアルを研修資料としたほか、各自主防災組織の研修でも活用しております。

さらに小中学校においては、授業の資料や避難訓練の参考としてマニュアルを活用するとともに、学校独自の防災マニュアル作成の資料としても効果的に利用するなど、防災力の向上に大きな役割を果たしております。

今後はなお一層積極的にマニュアルの主旨を御理解いただき、みずからの防災意識の高揚を図ってもらう機会を設け、災害の発生時には被害を最小限に抑える心構えと備え

について周知を図ってまいります。

次に、2、雪対策についての御質問にお答えいたします。

除雪作業については、市民の皆様の安心・安全な冬季交通の確保に向け、最大限努力し取り組んでいるところであります。

御質問にあります大型除雪機械が入ることができない路線の除雪については、当該路線にハンドガイド除雪機や小型ローダを所有する方に、除雪委託のお願いや燃料代をお支払いする方法で除雪対応を行っているところでありますが、年々作業員の高齢化による人員の確保が課題となっておりまして、地域の方々と除雪の取り組みについて協議の場を設け、よりよい方法を検討してまいります。

流雪溝の整備計画についてであります。現在、市全地域で23路線、約47キロメートルの流雪溝を管理しており、矢島地域で既存利用地区の範囲拡大、大内地域及び東由利地域で1路線の新設を計画しております。

本年4月に全戸配布しました「わが家の防災マニュアル」には、各種災害マップを掲載し市民への周知を図っているところでありますが、雪崩危険区域の掲載を含めたマップの整備につきましては、今後の見直しの際、検討してまいります。

その間においては、秋田県などの関係機関と連携を図りながら、気象、積雪状況や危険箇所のパトロールの実施などにより、人家への影響が想定される雪崩の発生の可能性について、市民の皆様へ適宜広報しながら注意喚起を促し、事故防止に努めてまいります。

次に、3、空き家対策についての（1）本市における空き家の実態についてにお答えいたします。

昨日の村上亨議員の一般質問にもお答えしましたが、本市が行った空き家実態調査の結果、居宅や倉庫、車庫等を含む空き家の総数は1,762棟であり、種別では居宅が1,200棟、続いて小屋が320棟、車庫が80棟、店舗兼住宅が68棟、以下、倉庫、店舗、工場、事業所となっております。

地域別では本荘地域が全体の37%を占める645棟であり、続いて大内地域が298棟、鳥海地域208棟、東由利地域162棟、西目地域141棟、岩城地域129棟、矢島地域103棟、由利地域76棟でありました。

また危険度別件数についてですが、職員の目視調査により3段階で判定しており、近隣住民への影響が高いと判断したものが65棟、数年後高くなると判断したものが170棟、低いと判断したものが1,517棟でありました。

空き家の発生については、居住者の死亡や住宅が老朽化したことによる転居、また長期入院や施設入所などが主な要因であると考えております。

空き家が放置される原因としては、経済的な理由により解体にかかる費用の捻出が困難であったり、また解体した際の固定資産税の増額や所有者、法定相続人が遠方に住んでいることに伴う管理の困難さによるものと考えております。

次に（2）空き家の実態調査に取り組む課題と対応についてにお答えいたします。

本市の空き家については、町内会などから情報をいただき、ことし2月から7月にかけて、市職員が同一基準により全地域一斉に実態調査を実施したところであります。

調査は敷地外からの目視のため、詳細な調査までには至りませんでした。空き家数

と危険度について把握できたものと考えております。

課題といたしましては、所有者や管理者の所在が不明なため管理指導ができないことや、個人情報保護の観点から所有者の情報を得ることができない点であります。

また個人財産については個人が管理すべきものであるため、所有者の承諾なくしては、解体を初め、利活用もできないことが対応を難しくしていると考えております。

いずれにいたしましても、今後も関係部署との連携を密にするとともに、定期的な追跡調査を行い適切な管理が図られるように指導してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（３）空き家対策の考え方についてにお答えいたします。

空き家の地域に与える問題が全国的に広がる中、例外なく本市も、景観や環境に加え、防災上の影響が出始めております。

空き家の実態調査を進める中、一部には所有者不明や持ち主が管理できない状況にあることなどがわかり、市として対策を講じる必要があると感じております。

しかしながら、さきに申し上げましたとおり、空き家は個人の財産であり、行政の関与には限度があることから、迅速な対応が困難な状況であります。

空き家対策に特効薬はありませんが、粘り強く適正管理の指導を行っていくとともに、現在他市町村の対策を参考に、環境の悪化などの未然防止について顧問弁護士の指導を仰ぎながら検討しております。

また空き家の利活用については、空き家に関する情報発信を行い、定住の促進を図ってまいります。

これら空き家対策のための独自条例制定につきましては、さきの村上議員にもお答えしましたが、今後、国の動向に合わせて検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、４、職員のスキルアップと行政サービスの向上についてにお答えいたします。

行政の最前線を担う職員には、多様化する地域課題に適切に対応できるような専門的知識の習得や能力の向上を図ることが必要であります。

職員のスキルアップのためには、職員みずからが学ぼうとする前向きな気持ちが大切であり、今年度から自発的な研修受講経費の一部を助成する職員自主研修助成金制度を実施しているほか、階層別研修を初め、地域づくりリーダーを養成するやねだん故郷創世塾や、民間企業での経営感覚及び接客サービス等を学ぶマックスバリュ店舗実地研修に職員を派遣し、公務を行う上で広い視野を持たせる研修も実施しております。

専門的知識の習得に向けましては、一週間単位での全国研修を初め、事務の権限委譲に伴う開発許可研修などに職員を積極的に派遣しております。

さらに廃棄物処理施設技術管理者を初め、陸上特殊無線技士など資格が必要とされる業務に対しましては、資格取得に向けた研修に職員を積極的に派遣しており、高度な専門性を必要とする分野で効果を発揮しております。

また人事異動についてであります。市民サービスの向上を大前提にしつつ、個々の経歴や職歴、能力、意欲、積極性に人材育成や専門性の継続の観点を加味し、適材適所を念頭に実施しております。

今後も市民の期待、要望に応える行政サービスの向上を目指し、職員のさらなる資質

向上を図るため職員研修を充実してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、5、地域いじめ防止基本方針の策定については、教育長からお答えいたします。以上であります。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 伊藤岩夫議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

5、地域いじめ防止基本方針の策定についてにお答えいたします。

本年9月にいじめ防止対策推進法が国により施行されました。同法はいじめの防止等のための対策に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めております。

いじめ防止基本方針の策定につきましては、同法第12条で地方公共団体の策定の努力義務について、第13条で学校の策定の義務について示されております。

本市の基本方針の策定についてであります。10月に国より示されたいじめ防止基本方針と、これから示される県の基本方針をもとに、本市としても策定してまいりたいと考えております。

なお、学校におきましては、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策のための組織を置くこととなります。

市教育委員会といたしましても、これまで教育委員の学校訪問での聞き取りや学校生活アンケートの実施により、いじめ問題に関する情報の収集をしてまいりましたが、より一層十分に対応するために、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ防止対策について関係機関との連携強化を十分に図る必要があると考えております。

今後は、市及び学校におけるいじめ防止基本方針とともに、いじめ問題対策連絡協議会を中核に据え、関係機関との連携を一層図り、いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置等につきまして全力で取り組んでまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、各学校におきましては、子供の変化を見逃さない教職員の一層の観察力の育成、どんなことでも相談できる学校、学級体制づくりを基盤に、いじめ根絶に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木和夫君） 3番伊藤岩夫君、再質問ありませんか。3番伊藤岩夫君。

○3番（伊藤岩夫君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

再質問させていただきます。大項目1番、(2)の部分でございますけれども、我が市のほうで防災マニュアルつくってございますけれども、一番最後のほうの質問で、この防災マニュアルの地図——各地域の土砂災害とか、そういう範囲を色塗りで示されております。こういう部分については、かなり地図のスケールが小さいために区域が判明でないということが現場ではございます。この作成については、恐らく市じゃなくて県や国交省あたりのデータを参酌してつくったと思うのですが、特に集落に近い危険区域についてはかなり住民は興味があると思っておりますので、この辺の実際の危険度調査をもう少し詳しくやって——今、集中豪雨などで雨量が多くなっていますのでこういう箇所はもしかすれば、というようなことがあれば、積極的に住民にその辺の危険とかをもう少し説

明する機会を設けていただければと思いますけれども、この辺の考え方についてはどうでしょうか。

- 議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 危機管理監から答えさせます。
- 議長（鈴木和夫君） 遠藤総務部危機管理監。
- 総務部危機管理監（遠藤正彦君） 議員の再質問にお答えしたいと思います。

確かに「わが家の防災マニュアル」に示しました土砂災害の警戒区域等については、縮尺が小さすぎて見にくいというようなことも言われています。そういう意味では、各公民館等にももう少し縮尺の大きいものを印刷しまして配布したいと考えております。

また住民周知につきましても、現在県のほうで、土砂関係で周知を図ることになっておりますので、私どもも同席しながら周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（鈴木和夫君） 3番伊藤岩夫君。
- 3番（伊藤岩夫君） よろしくお願ひします。県任せということでなくて市のほうで、やはり現場の人は由利本荘市民ですので、随時そういうことで回ったときに住民からの意見を聞きながらやっていただければと思います。

それから、大項目2番、雪対策についてでございますけれども、現在流雪溝というのがことしは大内、東由利で計画があるようですけれども、流雪溝を設置できる可能性のある集落というのは——市の計画として今後予定されている部分がどのくらいあるのか、もしわかれば教えてもらいたいのですが。

- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 建設部長から答えさせます。
- 議長（鈴木和夫君） 木内建設部長。
- 建設部長（木内正勝君） 質問に対してお答えします。

今現在流雪溝をやっているところ以外についての水の取水関係について、具体的にはまだ未調査なので今後そういう箇所があれば積極的に調査したいと考えております。

以上です。

- 議長（鈴木和夫君） 3番伊藤岩夫君。
- 3番（伊藤岩夫君） よろしくお願ひします。今の放映で聞いている人はやってもらいたいということがあれば、どんどんそれを参考にして、現地を調査しながらやってもらえればありがたいと思います。

大項目5番、地域いじめ防止基本方針の策定についてでございますけれども、具体的な基本方針の策定については、国・県、特に県、それから学校の策定を受けて市のほうでも策定するというところで、いじめ防止連絡協議会等を立ち上げながら、それを参考にしながらやっていくということです。先ほど人員の配置ということでありましたけれども、策定するときにはいろいろそこに参加する人がいると思います。ここについては、具体的には弁護士とか法律に詳しい人も入れてもらいたい、そういう思いがありますけれども、その辺の人員の考え方についてはどのように考えているのか、お願ひします。

- 議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。
- 教育長（佐々田亨三君） 再質問にお答えしたいと思いますが、連絡協議会についまし

ては、法的にはまず努力義務ということなわけでございますけれども、我々にとって、いじめはきわめて人権侵害という観点もございまして、今言われましたように、連絡協議会の中には、できれば弁護士さんを入れたいものだと思っております。ただ、いろいろな仕事の関係上、多くの市で必ずしも弁護士さんが入っているわけでは今のところないようですので、段階的にはそういう方を選考していかなければいけないと思っておりますが、当初においては、できるだけのことをしながら多くの方々に関与していただければと思っております。

○議長（鈴木和夫君） 3番伊藤岩夫君。

○3番（伊藤岩夫君） 終わります。

○議長（鈴木和夫君） 以上で、3番伊藤岩夫君の一般質問を終了いたします。

この際、10時35分まで休憩いたします。

午前10時27分 休 憩

午前10時36分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。9番三浦晃君の発言を許します。9番三浦晃君。

【9番（三浦晃君）登壇】

○9番（三浦晃君） 本定例会の一般質問において、最後の質問者となりました市民クラブの三浦晃です。この議場に登壇するのは今回が初めてでございますので、不備、不具合があった際には、議長の御指導をよろしくお願いいたします。

質問の前に、私のほうからもお悔みを申し上げさせていただきます。先月21日に発生した道路崩落事故に5名の方が巻き込まれ、懸命の救出作業にもかかわらず、大変残念な結果になってしまいました。

また、26日には由利地域で橋梁撤去作業中の作業員の方が不慮の事故で亡くなりました。6名の皆様の御冥福を衷心よりお祈りいたします。また御遺族の皆様には、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、この秋に行われた市議会選挙におきまして、無競争ではありましたが、このたび議員の末席を市民皆様より与えていただきました。

由利本荘市も合併してから10年を迎えようとしております。長谷部市長におかれましては、この春に2期目を迎えております。いよいよ御自身のカラーを前面に出しながら、市民のために揺るぎのない盤石な市政を築いていただきたいと思います。

御承知のように、今国政が大揺れに揺れております。いつの時代も大きな政治の波に流され、翻弄され、悩まされてきたのは地方の自治体であります。

地方自治におきましても、ときには改革が、ときには安定が必要であるとずっと考えてまいりました。市民皆様の安寧を考えると、今はまさしく揺るぎのない安定感のある市政が必要であると強く願っているものであります。

実現に向け、議員の一人として今後提言や是々非々の議論を重ねてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従って質問に移らせていただきます。

項目の1番、国民文化祭後の文化活動維持についてお伺いします。

来年の秋、10月4日から開催されます国民文化祭に向け、それぞれの部門でさまざまな実践活動が行われております。市独自事業のフットパスにおいても、各地域の関係するボランティア団体が創意工夫を凝らしながら活動を行っているところです。

私自身も矢島地域の見どころ案内人の一スタッフとして、またガイドとして参加をさせていただきました。プレイベントとして開催された今回は、各地域とも結果はおおむね好評のようでした。このフットパスは郷土伝統文化や町並みの再発見、歴史の再確認、地域文化の継承と地域間の人的交流などの活性化に大きく貢献するものと期待をしております。準備態勢も粛々と進められているようで、本開催におきましても必ずや成功裏に終わることができるものと確信をしているところです。

今まで各地域でしか、あるいは限られた地域でしか市民にとっては知ることのできなかつた町並みや歴史などを、由利本荘市民はもちろん、広く県内外に知ってもらえる絶好の機会と捉えております。フットパス事業を通じて、各地域に点在していたものを線で結ぶことができ、各地域間の人的交流も深まるものと考えられます。その盛り上がり国民文化祭終了後もぜひ継続していただきたいものです。この春に再選された長谷部市長の所信表明の一文に、「観光は全ての産業振興につながる裾野の広い分野であります。有形、無形の資源や財産、ひと・もの・まごころといったさまざまものの組み合わせが観光資源として成り立っていくものであり——。」という文言がありました。このフットパス事業はまさしくそれにつながるものであります。そこで終了するのではなく、そのあとのスタート地点と考えていただき、関係団体の活動や地域間交流を維持し、フットパスを活用した観光振興につなげることができるように継続すべきものと思いますが、お考えをお伺いします。

また、同じ観点から獅子舞や番楽、人形劇などの伝統文化の継承も同じ意味合いで重要であります。子供たちの情操教育にも寄与することから、ときには学校での上演なども視野に入れながら、地域文化の継承として後押しをしてもらいながら継続できれば喜ばしいことだと思っておりますが、お考えを伺います。

フットパスを活用した観光振興については長谷部市長に、伝統文化の継承については佐々田教育長に答弁をお願いいたします。

次に項目の2番、道路事業における土地財産の取り扱いについてお伺いいたします。

市内の、主に道路事業において、民地などの買収で市道になった部分については、嘱託登記で所有権移転を速やかに進めるのだろうと思っております。しかしながら、相続を要するものについては、所有権移転にまで時間を要する事例もあり、いまだ未登記部分もあるものと推察されます。現在、公共用地、特に道路用地として使用されている未登記土地の件数、それに伴う固定資産税の賦課状況、またそれに対する今後の対応についてお伺いいたします。

続きまして項目の3番、矢島地域斎場の現状と今後の対応について伺います。

なお、議長の許可をいただいて使用状況の資料を添付させていただきましたので、あわせてごらんいただきたいと思います。

現在、鳥海地域で使用されている斎場の火葬炉は、老朽が進み、来年度からの使用は非常に困難な状況にあると伺っております。必然的に近隣の矢島地域の斎場の使用回数がふえております。資料のグラフを見ていただければわかりやすいと思っておりますが、平成

20年ころから急激に使用回数がふえ初め、平成18年度と比較しますと、矢島地区斎場では平成18年度94件だったものが昨年度の24年度には177件と、2倍近くにふえた使用回数となっております。

矢島地域の火葬炉も平成11年度の供用開始以来14年が経過しており、今後使用頻度の増加によりメンテナンスや改修費などの増加、あるいは耐用力の低下などが懸念されます。ある意味、ほかの公共施設と同様に地域住民に密着した施設でもあります。例えばメンテナンスや改修、あるいは不具合で使用ができない場合、由利本荘市内どこでも使用できますということは理解をしておりますが、できるだけ近くの施設でと願うのが心情だろうと思います。

遠くない将来を見据えていただき、矢島地域の斎場にもう1基火葬炉を増設すべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

最後の項目になります。4番の公的機関で使用しているパソコンのセキュリティーサポートについてお伺いいたします。

平成14年に開通したYBネット、矢島ブロードバンドサービスも11年が経過し、サーバー等の老朽化により維持が難しく、間もなくその役目を終えようとしております。開局するまでいろいろと携わってきた者の一人として感慨深いものがあります。情報の過疎地にはなりたくないとの思いから、当時苦勞をしながらも国の事業を利用しながら開通させたYBネットであります。今は、現在利用している本線の光ファイバーがNTTに貸与され、フレッツ光の本線として利用されるため切りかえ工事が現在矢島地域で盛んに行われております。光ファイバーも大別しますと2種類あり、石英ガラスを原材料としたガラスファイバーとローコストを目的としたプラスチックファイバーがあります。YBネットでは、当時ガラスファイバーを選択しており、劣化が少なく光伝導率も高いことから200メガバイトの情報量にも余裕を持って対応することができます。あの当時の光ファイバー事業が無駄にならず、利用する方々に変わらず貢献できることは大きな喜びでもあります。さて、それを利用したインターネットについてであります。

支所を含む市役所や各地域の公民館などの公的機関や、市内の小中学校で使用されているパソコンの主要オペレーションシステムソフト、ウィンドウズXP並びにアプリケーションソフトのオフィス2003においては、インターネット上のセキュリティーサポートが、2014年、来春の4月9日で終了となります。

御承知のように、このサポートがなくなりますと、外部からのウイルスの侵入、情報の漏えいや改ざん、いわゆるサイバー犯罪やサイバーテロの脅威にさらされることとなります。くしくもけさの魁新報の記事に、昨日、仙北市役所におきましてネットワーク障害が発生し、6時間半ほど証明書の発行などができない事態に陥ったという記事がございました。田沢湖庁舎では税務処理の電算システムや住民基本台帳のネットワークへの接続ができない等々の不具合が生じたようでございます。これはNTTの中継機器の不具合ということがわかりまして、大事には至らなかったようですけれども、万が一これが先ほど述べたようなサイバー攻撃であるとすれば、とんでもない大変な事態に陥ることとなります。2年ほど前から懸念していたことですが、対策としてはXP以降のオペレーションシステムに乗り換えることが必要となります。伺ったところ、対応を進めているし予算措置も予定しているということで、一応は安堵をしているところです。

確認をさせていただきたいのは、さきに述べた公的機関や小中学校での対応の進捗状況と、バージョンアップをするには3つぐらいの方法があると思われませんが、どのような方法を選択したのか、あるいは選択するのか、つまりは一番お金のかからない方法を選んでもらいたいという思いから確認をさせていただくものであります。対応の進捗状況、選択の方法、この2点について答弁を求めます。

以上、4項目についてそれぞれ答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 三浦晃議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、国民文化祭後の文化活動維持についてにお答えいたします。

市独自事業の一つであるフットパスは、地域の町並みや文化財、史跡などを楽しみながらゆっくり歩き、地域の魅力を再発見していただけるように設定をし、プレイベントを本年度実施いたしました。

来年の本開催に向けては、コースの修正や追加を行うとともに、八塩山登山や鳥海高原菜の花まつりウォーキングなどの応援事業と連携を図り、さらにコースを充実させ、市の魅力を全国的にアピールし、多くの方に訪れていただきたいと考えております。

フットパスの効果は、参加された方、受け入れしてくださった方、スタッフとして携わった方、全ての方がすばらしい空間を共有し地域が元気になるとともに、市外からの交流人口増加によるにぎわいの創出など、観光振興にもつながると考えております。

以上のことから、フットパスについては、国民文化祭がゴールではなく、スタートであると考えております。各コースの整備を図り、関係団体や地元の皆様の協力を得ながら継続できるように取り組んでまいりたいと存じます。

次に、1、国民文化祭後の文化活動維持については、教育長からもお答えいたします。

次に、2、道路事業における土地財産の取り扱いについてにお答えいたします。

合併後において、道路改良事業の登記事務に関しては、買収した土地について所有権移転の登記が完了しなければ、地権者に対し用地費を支払うことができないことから、未登記はございません。

しかしながら、合併以前における各旧市町の未登記件数を合わせると、およそ1,500件となっております。

今後の未登記の対策は、内容を確認し、できるだけ速やかに登記できるよう作業を進めてまいります。

また、買収した土地の固定資産税については非課税としておりますので、御理解願います。

次に、3、矢島地域斎場の現状と今後の対応についてにお答えいたします。

本市には、現在矢島斎場を初め、5つの斎場があります。

その中の一つであります鳥海斎場は、老朽化が進み、また近くに矢島斎場があることから利用者が減少し、平成26年3月末をもって閉鎖する予定であります。

ここ数年、矢島斎場の利用者は年々増加傾向にあり、平成24年度は5年前と比較すると1.8倍の利用者数となっております。

斎場は故人を見送る大切な施設として維持管理が重要であり、市内の各斎場において

は、通常のメンテナンスのほか、定期的に炉内のタイル改修や台車ブロックの交換などを行っております。

本市の斎場につきましては、老朽化が進んでいることから、それぞれの斎場の耐用年数や本市の人口推移、立地条件などについて勘案しつつ、今後の廃止、建てかえ、統合などの基本的な考え方を整理する必要があります。

市といたしましては、現在矢島斎場も含めた本市全体の基本計画案の策定に向け準備を進めているところであり、整備につきましては、次期総合計画に登載していく予定でありますので、御理解をお願いいたします。

次に、4、公的機関で使用しているパソコンのセキュリティーサポートについてにお答えいたします。

パソコンの一部基本ソフトなどのサポートが、2014年4月9日で終了することへの対応は、これまでも老朽化したパソコンの年次計画による更新で実施してきております。

現在ネットワークに接続され、対応を要する職員利用パソコンが485台、公共施設に設置している住民開放端末が52台、小中学校の児童生徒用が33台あります。

これらについては、各機器の状況を精査し、競争入札による機器更新やソフトウェアのバージョンアップなどで費用対効果をはかりながら進めているところであります。

児童生徒用パソコンは、今年度予算によりバージョンアップを実施し、対応を完了する見込みであります。それ以外のパソコンは関連経費を来年度当初予算に計上し、セキュリティー対策に十分配慮しながら早急の実施してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 三浦晃議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

1、国民文化祭後の文化活動維持についての御質問の中の伝統文化の継承に対する取り組みについてお答えいたします。

国民文化祭においては、例年開催している民俗芸能大会を、「獅子舞のルーツをたどって鳥海山麓にいたる」という大きなテーマを設定し、獅子舞フェスティバルとして全国的な規模で開催する予定であります。

本市には、神楽や番楽、獅子踊りや人形芝居など全国に誇れる多くの民俗芸能があり、平成23年に本海獅子舞番楽の13の団体が国の指定を受け、続いて屋敷番楽や坂之下番楽、濁川獅子舞が国の記録選択を受けるなど、長年継承に努めてきた民俗芸能が着実に国から認められてきており、それが市内各団体の誇りと継承意欲の増進につながるなど、機運が高まっているところでもあります。

本市では、国民文化祭終了後も芸能団体の伝承意欲の高進と市民の伝統文化に対する理解と意識の高揚を図るため、毎年実施している民俗芸能大会や鳥海獅子まつりを今後も継続して開催し、継承意欲の持続、高揚に努めてまいりたいと考えております。

現在、民俗芸能を取り巻く環境は、少子高齢化による後継者不足などで大変厳しい状況にありますが、そのような中において、小中学生による芸能活動や発表が行われるなど、着実に後継者の芽があらわれてきております。

また、去る8月24日には、芸能団体が地域を越えて交流を深め、協力して後継者の育成に努めていくことを目的に、市内45団体で組織される由利本荘市民俗芸能団体連絡協議会を組織したところでもあります。

本市では、この連絡協議会との連携を強め、伝統行事の継承団体とも手を携え、大切な文化資産であり、宝である伝統文化の継承に、今まで以上に努めてまいりますので御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 議長（鈴木和夫君） 9番三浦晃君、再質問ありませんか。9番三浦晃君。
- 9番（三浦晃君） それぞれ御答弁をいただきました。国民文化祭に関しましては、非常に心強い答弁をいただきました。私も関係する一人としてできる限りの協力を続けていきたいと思いますが、1点だけ、この議場の皆様、職員の皆様も含め、先日来創造して頑張りましょうという意味合いの国民文化祭に向けたバッジを着用されていない方が多々見受けられます。こういう小さなことから盛り上げていくことも必要ではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） ごもったもな事だと思しますので、私自身もバッジをつけて、皆統一した行動をとりたいと思います。
- 議長（鈴木和夫君） 9番三浦晃君。
- 9番（三浦晃君） 項目の2番目ですけれども、旧本荘市内には、いわゆる未登記の部分はないという答弁でございましたけれども、嘱託業務をお願いしている業者などから、その点に関して御相談を受けたことはございませんでしょうか。これは担当部局で結構です。
- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 担当部長から答えさせます。
- 議長（鈴木和夫君） 木内建設部長。
- 建設部長（木内正勝君） 合併し由利本荘市になってから未登記はありません。ですけれども、合併前の各市町には約1,500件ぐらいあるということです。それについては業者等からは何ら相談ございませんけれども、速やかに調査をしまして登記作業を進めたいと考えております。よろしく申し上げます。
- 議長（鈴木和夫君） 9番三浦晃君。
- 9番（三浦晃君） 承知いたしました。
項目の3番目、斎場の問題につきましてはいろいろこれから検討部会を立ち上げて見直しをかけるということでしたので、またその際に御提言をさせていただきたいと思えます。本日はここに関しての再質問はございません。
- 項目の4番、セキュリティーサポートについてでございますが、1点だけ、このオペレーションシステムの乗り換えにおきまして、それが済めばセキュリティーの部分は万全であるとお考えでしょうか。
- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 担当部長から答えさせます。
- 議長（鈴木和夫君） 伊藤企画調整部長。

○企画調整部長（伊藤篤君） ただいまの御質問ですが、今問題になっております2014年4月9日でサポートが終了するという問題については、今の対応で解消できると考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 9番三浦晃君。

○9番（三浦晃君） いわゆるオペレーションシステムを変えることで脅威からは解放されるということでもありますけれども、私が心配するのは、恐らくそんなことはないでしょうけれども、ときに防衛省だったり、あるいは総務省だったりからの情報の漏えい等、それも含めてセキュリティと私は考えておりますので、日々精進されております職員の皆様への御指導と、いわゆるこういうウイルスの侵入とかは意外と簡単にやられたりする部分がありますので——伺いますと、この市役所におきましては二立ての対策を講じておるようでございますので、改めてその辺を喚起させていただきたいと思っております。その部分を提言させていただきながら、9番質問を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 以上で9番三浦晃君の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了します。

○議長（鈴木和夫君） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、報告第21号、議案第182号から議案第219号まで及び議案第221号から議案第239号までの計58件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

○議長（鈴木和夫君） 日程第3、提出議案及び陳情の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明12月13日は議案調査のため休会、14日、15日は休日のため休会、16日から19日までは各委員会、20日は事務整理のため休会、21日から23日までは休日のため休会、24日本会議を再開し、各委員会の審査報告、質疑、討論、採決を行います。

また、討論の通告は20日の正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段の御配慮をお願いします。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午前11時07分 散 会